

後期高齢者医療制度（長寿医療制度） に加入しているみなさんへ

平成20年
10月1日
から

人間ドック検診料助成事業が始まります

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ移行した被保険者のかたが、人間ドック検診を受けた場合、川口市独自の施策で、国民健康保険が実施している人間ドック検診事業と同様に検診料の一部を助成します。

対象者

- 川口市内にお住まいで後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入しているかた。（75歳以上のかたおよび65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定を受けたかた）
- 後期高齢者医療保険料を完納しているかた、または完納見込みのかた

自己負担額

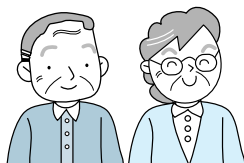
- 3,150円（1割相当額）

助成額

- 29,536円を上限とします。

おもな検診内容

- 問診 肝炎ウイルス検査 胸部レントゲン検査 心電図検査 食道・胃・十二指腸の検査（レントゲン検査または内視鏡検査）など



申し込み方法

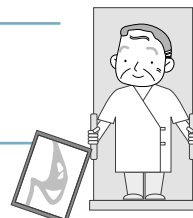
- 指定医療機関の窓口で、後期高齢者被保険者証を提示して、受診日を予約してください。指定医療機関は国民健康保険と同じです。
- 平成20年4月1日以降、すでに医療機関で人間ドック検診を受診したかたも助成の対象となります。ただし、助成額は29,536円を上限とします。申請の手続きは高齢者保険事業室の窓口です。

申請に必要なもの

- ①被保険者証 ②領収書 ③印鑑
- ④口座がわかるもの（郵便局は除く）

利用回数

- 人間ドック検診料の助成は1年度で1回限りです。また、ほかの制度で、すでに受診しているかたは対象になりません。



実施時期

- 平成20年10月1日から平成21年3月31日まで

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な施行のため、 保険料の軽減措置や納付方法などが見直されました。

1 所得の低いかたの保険料が軽減されました

平成20年度の均等割額が7割軽減されている世帯のかたは、一律8割5分軽減へと見直されました。また、年金収入に応じて所得割額が半分程度に軽減されます。該当するかたには、保険料額の変更通知を送付しています。

（均等割額）

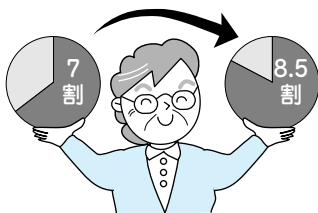
7割軽減（世帯の所得の合計が33万円以下）にあたるかたは、8割5分軽減になります。

7割軽減 → 8割5分軽減

（所得割額）

年金収入で153万円から211万円までのかたは、半分程度に軽減されます。

所得割額 → 半分程度に軽減



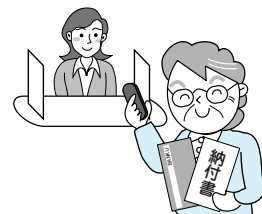
2 年金からの引き落としに代えて保険料の 口座振替ができるようになりました

保険料は、原則年金からの引き落としで納付されますが、いずれかの要件にあてはまる場合、申請をすると口座振替の納付ができるようになりました。

- ①これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがないかた本人が、口座振替で納付する場合。

- ②年金収入が180万円未満のかたで、連帯納付義務者（世帯主または配偶者）の口座による納付ができる場合。

※この場合、保険料を納付した世帯主または配偶者に社会保険料控除が適用されます。



3 これまで被用者保険の被扶養者だったかたへ 10月から保険料のお支払いをお願いします

サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていたかたも、10月から保険料を支払うことになります。新たな負担となりますので、来年3月までは保険料を9割軽減し、1割の負担となります。（月額約350円）

■問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎259-7653